

# 桶川北本水道企業団配水管施設に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、桶川北本水道企業団給水区域内において、配水管が施設されていない区域に配水管を施設することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用の範囲)

第2条 この要綱は、自ら居住するために住居を新設する者又は既に居住している者が給水装置の新設の申し込みをする場合において、当該区域が次の各号の一に該当するときに適用する。

(1) 配水管が施設されていないとき。

(2) 企業長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管が施設されているが、給水装置の新設により水圧不足が予測される時。

2 前項の規定にかかわらず、企業長の施設した配水管が至近距離にあり、当該配水管から分岐して給水装置を新設する場合は除くものとする。

## (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 配水管 企業長が施設する口径50mm以上の管をいう。

(2) 給水装置 桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号。以下「条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。

(3) 水道使用者等 条例第20条に規定する水道使用者等をいう。

## (配水管施設の申込)

第4条 給水装置の新設の申し込みをしようとする者の区域が第2条第1項に該当するときは、当該申込者は配水管施設申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申請があったときは配水管を施設し、当該配水管から給水装置を分岐できるようにするものとする。

## (給水装置の切替え)

第5条 企業長は、配水管を施設する場合において水道使用者等に帰属する給水装置が施設されているときは、当該水道使用者等の承諾を得て当該配水管に既設の給水装置を切替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、水道使用者等の承諾が得られないときは、企業長が施設した配水管に既設の給水装置は切替えないものとする。この場合において、水道使用者等に帰属する給水装置に修繕等の処置を講ずる必

要が生じたときは条例第23条の規定により対処し、これに要した費用は水道使用者等の負担とする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則 (平成10年3月26日要綱第1号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日要綱第2号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月14日要綱第6号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

## 配水管施設申請書

年 月 日

桶川北本水道企業団  
企業長 様

住所

氏名

①

桶川北本水道企業団配水管施設に関する要綱第 4 条の規定により、  
下記のとおり申請します。

記

1 給水装置申請場所

2 現在の状況

3 給水予定日

年 月 日

4 添付書類 案内図・建築確認済証又は工事契約書の写し  
建築平面図（給水引き込み予定箇所が分かるもの）